

被保険者 各位

新明和工業健康保険組合



健康保険高額療養費支給手続きの変更について

平素より当健康保険組合事業にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

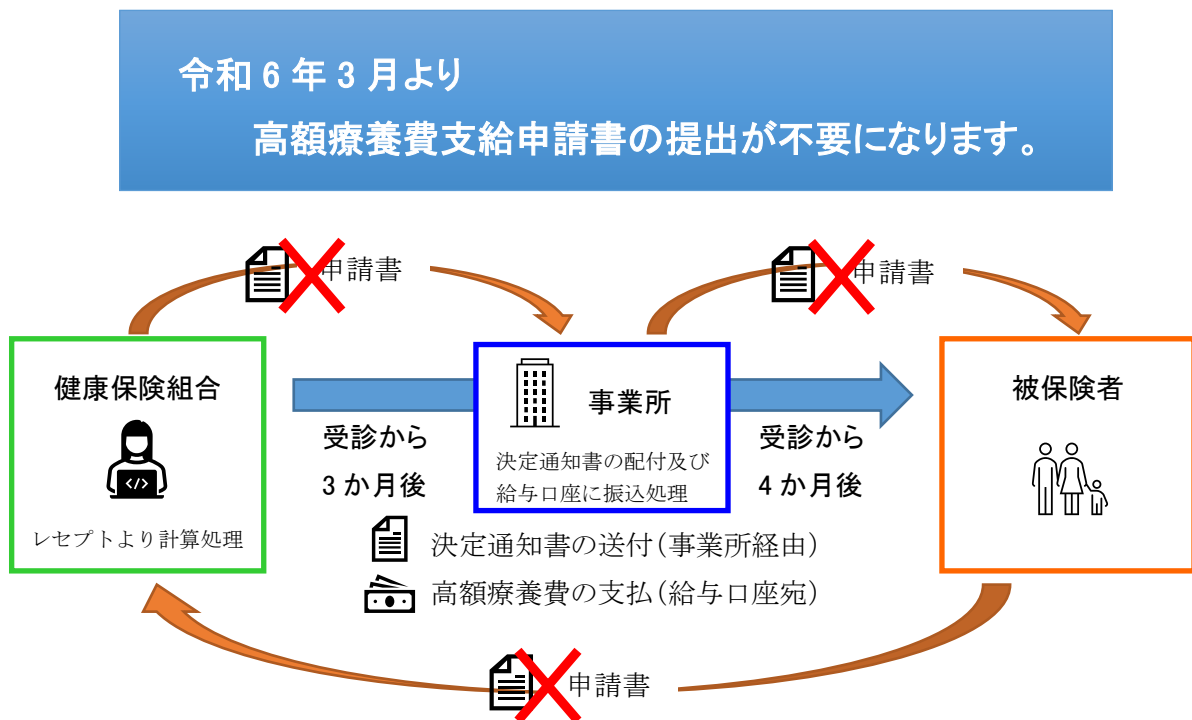
さて、令和 6 年 4 月末支払い分より高額療養費の支給手続き方法を、被保険者の皆様の負担軽減及び事務工数低減を目的として変更いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 変更内容

「書面による申請方式(ターンアラウンド方式)」から一部負担還元金(付加金)と同様の「**自動払い方式**」に変更。

2. 変更後の支給手続き



3. 変更時期

令和 6 年 4 月末支払い分(令和 6 年 5 月給与支払い分)より変更します。従って令和 6 年 3 月より高額療養費支給申請書の送付がなくなります。

4. 注意点

令和 5 年 12 月診療分以前のレセプトに係る高額療養費(すでに送付済みの申請書に係る高額療養費)は自動払い方式の対象外ですので、従前どおり申請いただく必要があります。

以上